

# 山梨県公報

号外第八十八号

平成二十一年

十二月十五日

火 曜 日

## 目 次

### 条 例

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例……………二

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例……………三

山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………三

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例……………四

## 条例のあらまし

### 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十八号)(農村振興課)

- 1 農地法等の一部を改正する法律の施行にかんがみ、当制度を円滑に運営していくため、次の改正を行うこととした。
    - (一) 農業生産法人以外の法人等に対する農地等の賃貸借等の許可及び当該許可の取消しに係る事務の権限を新たに市町村に移譲することとした。
    - (二) 国又は都道府県が農地等を学校、病院等へ転用する場合の知事との協議に係る事務及び農地等の違反転用に対する行政代執行による原状回復等の措置及び当該執行費用の徴収に係る事務の権限を新たに甲府市に移譲することとした。
  - 2 この条例は、平成二十一年十二月十五日から施行することとした。
- ### 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例(条例第六十九号)(人事課)
- 1 職員の勤務時間について、一日当たり七時間四十五分、一週当たり三十八時間四十五分に短縮することとした。
  - 2 次の条例について、勤務時間の短縮に伴う所要の調整を行うこととした。
    - (一) 山梨県職員給与条例
    - (二) 山梨県警察職員給与条例

### (三) 山梨県職員の育児休業等に関する条例

- 3 改正後の勤務時間による育児短時間勤務等の請求については、この条例の施行前に行うことができることとした。
- 4 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

### 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第七十号)(義務教育課)

- 1 教育職員の勤務時間について、一日当たり七時間四十五分、一週当たり三十八時間四十五分に短縮することとした。
- 2 山梨県学校職員給与条例について、勤務時間の短縮に伴う所要の調整を行うこととした。
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

### 山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第七十一号)(医務課)

- 1 第二種医師修学資金の貸与者に、県内で医療に従事する明確な意思を持った学生の選抜枠により入学した県外の医学部生を加えることとした。
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

### 山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第七十二号)(教育庁総務課)

- 1 学校教育法の一部改正等にかんがみ、教育職員として新たに副校長及び主幹教諭を設置することとした。
- 2 主幹教諭に対応する新たな給料の等級として、教育職給料表に特二級を設けることとした。
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

## 条 例

### 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第六十八号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を

次のように改正する。

第二条の表十の三の項二中「第八十三条」を「第五十条」に、「徴収」を「徴取」に、「八」を「十」に改め、同項二を同項リとし、同項八中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、「イ」の下に「、口及びへ」を加え、同項八を同項子とし、同項口中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、「イ」の下に「、口及びへ」を加え、同項口を同項トとし、同項イの次に次のように加える。

- 口 法第三条第三項の規定による同条第一項の許可
- 八 法第三条第四項の規定による通知
- 二 法第三条第六項の規定による条件の付加及び報告の受理
- ホ 法第三条の二第二項の規定による勧告
- へ 法第三条の二第二項の規定による許可の取消し

第二条の表十の四の項口中「第五条第三項」を「第四条第六項並びに第五条第三項及び第五項」に改め、同項ト中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に、「及び八」を「、八、二及びホ」に改め、同項トを同項リとし、同項へ中「第八十三条」を「第五十条」に、「徴収」を「徴取」に、「及び八からホまで」を「、八からトまで、リ及びヌ」に改め、同項へを同項子とし、同項ホ中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に、「及び八」を「、八、二、ホ、リ及びヌ」に改め、同項ホを同項トとし、同項二中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「及び八」を「、八、二、ホ、リ及びヌ」に改め、同項中二をへとし、八を二とし、二の次に次のように加える。

- ホ 法第五条第四項の規定による協議（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

第二条の表十の四の項口に次に次のように加える。

- 八 法第四条第五項の規定による協議（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

第二条の表十の四の項に次のように加える。

- 又 法第五十一条第三項の規定による措置及び公告（イ、八、二及びホに係るものに限る。）

**附則**

この条例は、平成二十一年十二月十五日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十五日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第六十九号**

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第一条** 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。
- 第三条第二項及び第六条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

（山梨県職員給与条例の一部改正）

**第二条** 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

- 第二十六条第三項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第四項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。
- 第三十条中「八を」を「七・七五を」に改める。

（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

**第三条** 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

- 第二十三条第三項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第四項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。
- 第二十七条中「八」を「七・七五」に改める。

（山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第四条** 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

（山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

**第五条** 山梨県職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「一週間を通じて二十時間」を、「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一」に、「三十分」を「五分」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(次項において「育児短時間勤務」という。)をするため、同条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、同法第十条第三項の規定による承認を受けようとする通常の勤務時間に第一条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第三条第二項に規定する勤務時間を適用した場合の勤務の形態又は第四条の規定による改正後の山梨県職員の育児休業等に関する条例(次項及び第四項において「新育児休業条例」という。)第十二条各号に掲げる勤務の形態の例により、当該承認を請求することができる。

3 この条例の施行の際現に育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項各号(第五号を除く。)又は新育児休業条例第十二条各号の規定に適合するように任命権者が定めた内容の育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び施行日において同条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員の施行日以後における勤務の日及び時間帯は、同法第十条第一項各号(第五号を除く。)又は新育児休業条例第十二条各号の規定に適合するように任命権者が定めるものとする。

5 施行日以後において第五条の規定による改正後の山梨県職員の修学部分休業に関する条例(次項において「新修学部分休業条例」という。)(第二条第一項に規定する修学部分休業をするため、同項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該承認を申請することができる。

6 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の山梨県職員の修学部分休業に関する条例第二条第一項に規定する修学部分休業をしている職員に係る当該修学部分

休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞いて定めた内容の新修学部分休業条例第二条第一項に規定する修学部分休業の承認があつたものとみなす。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十五日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第七十号**

改正する条例  
山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第四条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第七条第一項中「四十五分、八時間」を「四十五分、七時間四十五分」に、「一時間」を「一時間」に改める。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「八」を「七・七五」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十一年十二月十五日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第七十一号**

改正する条例  
山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県医師修学資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第三十二号)の一部を次のよう



に改正する。

第三条第一項第二号イを次のように改める。

イ 県内の大学の医学を履修する課程に在学していること又は県外の大学の医学を履修する課程にその卒業後県内において医師の業務に従事する意思を有している者を対象とする入学者の選抜によって入学し、かつ、在学していること。

第三条第一項第三号イ中「国立大学に置かれている」を削る。

第七条第三号中「(国立大学法人の開設する病院を除く。)」を削る。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十二号

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第十六条の六第一項中「教員(」の下に「本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、」を、「教頭」の下に「、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭」を加える。

第十六条の七第一項及び第二十二條の五第四項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

別表第二中

	2級	
	給料月額	
224,600		
227,300		
230,000		
232,800		
235,700		
238,600		
241,500		
244,300		
247,100		
249,900		
252,700		
255,500		
258,100		
260,700		
263,300		
265,700		
268,300		
270,800		
273,300		
275,800		
278,400		
281,000		
283,600		
286,100		
288,700		
291,200		
293,700		
	円	
	192,800	
	194,500	
	196,200	
	197,900	
	199,700	
	201,400	
	203,100	
	204,800	
	206,600	
	208,500	
	210,400	
	212,300	
	214,000	
	216,000	
	218,000	
	220,000	
	221,900	

258,100	330,500	197,900	262,500	421,200	397,500	355,700	296,000
260,700	332,700			421,600	398,600	357,800	298,700
263,300	334,900	199,700	265,100	422,100	399,700		301,400
		201,400	267,800	422,600	400,800	359,800	304,100
265,700	337,100	203,100	270,400	423,100		361,800	
268,300	339,300	204,800	273,000		401,900	363,800	
270,800	341,500			423,500	403,000	365,700	306,600
273,300	343,700	206,600	275,600	424,000	404,100		309,100
		208,500	278,300	424,500	405,200	367,700	311,600
275,800	345,900	210,400	281,000	425,000		369,400	314,100
278,400	348,100	212,300	283,700		406,100	371,100	
281,000	350,300			425,400	407,100	372,800	316,500
283,600	352,500	214,000	286,400	425,900	408,100		318,700
		216,000	289,100	426,400	409,100	374,500	320,900
286,100	354,700	218,000	291,800	426,900		376,000	323,100
288,700	356,800	220,000	294,500		410,000	377,500	
291,200	358,900			427,300	410,900	379,000	325,400
293,700	361,000	221,900	297,200		411,800		327,600
		224,600	299,900		412,700	380,500	329,800
296,000	363,100	227,300	302,600	278,900		382,000	331,900
298,700	365,200	230,000	305,300		413,400	383,500	
301,400	367,200				414,200	385,000	334,100
304,100	369,300	232,800	308,000		415,000		336,300
		235,700	310,700		415,800	386,500	338,500
306,600	371,400	238,600	313,400			387,900	340,700
309,100	373,400	241,500	316,100		416,600	389,300	
311,600	375,400				417,400	390,700	342,900
314,100	377,400	244,300	318,800		418,100		345,100
		247,100	321,200		418,900	392,200	347,300
316,500	379,400	249,900	323,600			393,500	349,500
318,700	381,200	252,700	326,000		419,700	394,800	
320,900	383,000				420,200	396,100	351,500
323,100	384,800	255,500	328,400		420,700		353,600

を

2級	特2級
給料月額	給料月額
円	円
192,800	254,100
194,500	256,900
196,200	259,700

201,400	別表第三中	426,900	に改める。	410,000	448,900	377,500	424,700	325,400	386,600			
203,100		427,300		410,900		379,000	426,000			327,600	388,300	
204,800				411,800			427,300			329,800	390,000	
206,600				412,700			380,500			331,900	391,700	
208,500				413,400			382,000					
210,400				414,200			383,500					
212,300				415,000			385,000			430,900	334,100	393,400
214,000		2級		415,800			386,500			432,100	336,300	394,900
216,000		給料月額		416,600			387,900			433,200	338,500	396,400
218,000		円		417,400			389,300			434,300	340,700	397,900
220,000	164,400	418,100		390,700	435,400	342,900	399,400					
221,900	166,500	418,900		392,200	436,500	345,100	400,900					
224,600	168,600	419,700		393,500	437,600	347,300	402,400					
227,300	170,800	420,200		394,800	438,700	349,500	403,900					
230,000	172,800	420,700		396,100	439,800	351,500	405,400					
232,800	175,000	421,200		397,500	440,900	353,600	406,800					
235,700	177,200	421,600		398,600	441,700	355,700	408,200					
238,600	179,400	422,100		399,700	442,500	357,800	409,600					
241,500	181,700	422,600		400,800	443,300	359,800	411,000					
244,300	184,500	423,100		401,900	444,100	361,800	412,400					
247,100	187,200	423,500		403,000	444,700	363,800	413,800					
249,900	189,900	424,000		404,100	445,300	365,700	415,200					
252,700	192,800	424,500		405,200	445,900	367,700	416,600					
255,500	194,500	425,000		406,100	446,500	369,400	418,000					
258,100	196,200	425,400		407,100	447,100	371,100	419,300					
260,700	197,900	425,900		408,100	447,700	372,800	420,700					
263,300	199,700	426,400		409,100	448,300	374,500	422,100					
						376,000	423,400					

201,400	299,900	275,500	を	400,800	375,000	329,800	265,700	
203,100	302,600			401,500	376,100	331,900		268,300
204,800	305,300			402,200	377,200			270,800
206,600	308,000			402,900	378,300	334,100		273,300
208,500	310,700			403,600		336,300		
210,400	313,400			404,400		338,500		
212,300	316,100			405,100		340,700		275,800
214,000	318,800			405,800		342,700		278,400
216,000	321,200			406,500		344,600		281,000
218,000	323,600			407,000		346,500		283,600
220,000	326,000	407,600		348,400	286,100			
221,900	328,400	408,200		350,200	288,700			
224,600	330,500	408,800		352,000	291,200			
227,300	332,700	409,200		353,800	293,700			
230,000	334,900	409,800		355,600	296,000			
232,800	337,100	410,400		357,300	298,700			
235,700	339,200	411,000		359,000	301,400			
238,600	341,300	411,400		360,700	304,100			
241,500	343,400	412,000		362,400	306,600			
244,300	345,500	412,600		364,100	309,100			
247,100	347,500	413,200		365,400	311,600			
249,900	349,500	413,600		366,800	314,100			
252,700	351,500	414,200		368,200	316,500			
255,500	353,500	414,800		369,700	318,700			
258,100	355,300	415,400		371,000	320,900			
260,700	357,100	415,800		372,300	323,100			
263,300	358,900			373,600	325,400			
				400,000	327,600			

415,800		400,000			329,800	398,200			
		400,800			331,900	399,400			
275,500	303,200	401,500		375,000	420,900			265,700	360,700
		402,200		376,100	421,500			268,300	362,400
		402,900		377,200	422,100	334,100	400,600	270,800	364,100
		403,600		378,300	422,600	336,300	401,700	273,300	365,700
						338,500	402,800		
		404,400		379,500	423,100	340,700	403,900	275,800	367,400
		405,100		380,600	423,700			278,400	369,100
		405,800		381,700	424,300	342,700	405,000	281,000	370,800
		406,500		382,800	424,800	344,600	406,000	283,600	372,500
						346,500	407,000		
		407,000		383,800	425,300	348,400	408,000	286,100	374,200
		407,600		384,800	425,900			288,700	375,700
		408,200		385,800	426,500	350,200	409,000	291,200	377,200
		408,800		386,800	427,000	352,000	409,800	293,700	378,700
						353,800	410,600		
		409,200		387,700	427,500	355,600	411,400	296,000	380,200
		409,800		388,700				298,700	381,600
		410,400		389,700		357,300	412,200	301,400	383,000
		411,000		390,700		359,000	413,000	304,100	384,400
						360,700	413,800		
		411,400		391,500		362,400	414,600	306,600	385,800
		412,000		392,400				309,100	387,100
		412,600		393,300		364,100	415,400	311,600	388,400
		413,200		394,200		365,400	416,100	314,100	389,700
						366,800	416,800		
		413,600		395,200		368,200	417,500	316,500	391,000
		414,200		396,000				318,700	392,200
		414,800		396,800		369,700	418,100	320,900	393,400
		415,400		397,600		371,000	418,800	323,100	394,600
						372,300	419,500		
				398,400		373,600	420,200	325,400	395,800
				399,200				327,600	397,000

に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)  
**第二条** 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

(山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)  
**第三条** 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。  
 第三条第一項中「校長」の下に「副校長」を加える。

**附則**

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。